

広島県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年八月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和堀字長尾山七五八番一地从先から東広島市志和町志和堀字長尾山七七七番一地从先まで	平成二十七年八月三日